

地上波テレビ放送サービスおよびBSパススルー放送サービス加入契約約款

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「SC」という)と、SCが設置する施設により地上波テレビ放送サービスおよびBSパススルー放送サービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に締結される契約は、放送法に基づいて定めた以下の条項(以下「本約款」という)によるものとします。

第1条 (提供するサービス)

SCは、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(1)施設利用サービス

(ア)地上デジタル放送再放送

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送のうち、SCが定めた放送を同時再放送するサービス。

(2)光施設利用サービス

(ア)BSパススルー放送再放送

前項施設利用サービスに加え、BS放送サービスのうち、SCが定めた放送をBSパススルー方式で同時再放送するサービス。

(3)上記役務に付帯するサービス

第2条 (契約の単位)

本契約は、世帯・法人・団体ごとに行うものとします。

第3条 (提供条件)

光施設利用サービスは、SCが定める条件を満たした戸建住宅に対し、別に定めるインターネットサービスプラン及び、KDDI株式会社よりSCを介して提供するケーブルプラス電話サービスの加入者に限り提供しません。

第4条 (加入申込の承諾)

本契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、SCが承諾したときに成立するものとします。

2. SCは前項の定めに係わらず、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

(1)引込設備又は宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。

(2)引込設備又は宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。

(3)加入申込者がサービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合。

(4)加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。

(5)その他、サービスを行う上でSCの業務遂行上、著しく支障がある場合。

3. 本条第1項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者はSCが別に定める手続きにしたがって加入申込をするものとします。

第5条 (解約)

加入者は、契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに所定の用紙によりSCに届け出るものとします。

2. 加入者は、別に定める解約手数料をSCに支払うものとします。
3. SC は、引込端子から保安器または光回線終端装置(以下「ONU」という)までの設置に要する別に定める費用(以下「引込工事負担金」という)、保安器または ONU の、出力端子からテレビ受像機等までの設置に要する別に定める費用(以下「宅内工事費」という)、自営柱の建柱や地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合の費用(以下「その他工事費」という。また、「引込工事負担金」「宅内工事費」「その他工事費」を合せて、以下「工事費」という)、加入契約料、及び解約手数料等の返戻はいたしません。ただし、SCがやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。
4. 加入者は、第 8 条及び第 12 条に定める料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、原則日割り計算による精算は行いません。ただし、解約日以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻します。
5. SCは、解約に伴いSCの施設を撤去します。ただし、引込線、セットトップボックスの撤去費用及び加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとし、SCが撤去に伴う協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
6. 電力・電話等の無柱化等、SC、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、SCの施設の変更を余儀なくされ、かつSCの施設の代替構築が困難な場合、SCは加入者にあらかじめ理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
7. 共同住宅居住者、賃貸戸建居住者等で建物所有者との CATV 導入基本契約が解約に至った場合、SCは加入者に理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
8. 加入契約を解約及び解除した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の補償責任及び義務は失効しないものとします。
9. 光施設利用サービスの加入者が、別に定めるインターネットサービスプラン及び、KDDI株式会社よりSCを介して提供するケーブルプラス電話サービスを解約、又は該当プラン以外への変更をした場合、SC は光施設利用サービスの加入契約を解除することができるものとします。
10. 加入者は、放送法百五十条の三に基づき初期契約解除をすることができるものとします。その場合、加入者は所定の方法により SC に届け出るものとします。また、届け出より以前に工事が完了している場合、SC は別途定めるサービス利用料金、及び工事に関する費用を除き加入者へ請求できないものとします。

第 6 条（義務違反によるサービスの停止又は解除）

SCは、第 8 条、第 12 条及び第 16 条に定める料金の支払いを加入者が 2 ヶ月以上怠った場合、若しくは支払いを怠る恐れがある場合、その他本約款に違反したと認められる場合には、加入者に催告の上、又は加入者の都合によりSCから加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの停止又は加入契約を解除することができるものとします。

2. SCは、加入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いてSCの信用を毀損またはSCの業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合には、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
3. 加入者は第 1 項及び第 2 項により、契約解除となった場合、SC施設等の撤去に同意するものとし、かつ、S

Cが撤去のため敷地内へ立ち入ることを承諾するものとします。

4. 加入者は、第1項及び第2項により、サービスの停止又は契約解除となった場合、必要な費用を負担するものとします。
5. 第1項及び第2項により、契約解除となった場合、SCは加入者が被った損害を賠償する責を負わないものとします。(NHKのテレビ受信料等を含む)
6. 第1項及び第2項により、契約解除となった場合、加入契約料、工事費及び手数料等は返戻しません。

第7条 (サービスの利用一時休止)

第1条で定めるサービスの加入者は、サービスの利用一時休止はできないものとします。

第8条 (加入契約料及び利用料金)

加入者は、別に定める加入契約料及び利用料金をSCに支払うものとします。

2. SCの責に帰すべき事由により、第1条に定めるサービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、SCがこのことを知ったときから起算して月のうち連続して10日以上この状態が継続した場合は当該月分の利用料は無料とします。
3. SCは社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により料金の改定をできるものとします。
4. NHKのテレビ受信料、衛星放送受信料と株式会社 WOWOW 等の BS 有料チャンネルの視聴料はSCが設定した料金の中には含まれておりません。

第9条 (消費税)

加入者が SC に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、SC に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第10条 (同時加入に伴う利用料金の割引)

次に定める条件をすべて満たす加入者が、SCに所定の用紙を提出した場合、SCが別に定める料金表に規定する利用料金の割引を適用するものとします。

- (1) 施設利用サービスに加入し、第12条の規定に従い費用の支払いが行われている。
 - (2) 株式会社コミュニティ ネットワークセンターよりSCを介して提供する MediaCat インターネットサービス、若しくはKDDI株式会社よりSCを介して提供するケーブルプラス電話サービスについて、一方又は両方加入し、料金の支払いが行われている。
 - (3) 加入者と、本項(2)で定める契約の契約者が同一である。
 - (4) テレビ基本サービス若しくは施設利用サービスの契約と、本項(2)で定める契約で利用する施設が同一である。
2. 次の場合、前項で定める利用料金の割引は適用されないものとします。
 - (1) 株式会社コミュニティ ネットワークセンターよりSCを介して提供する MediaCat インターネットサービスを一時利用休止している場合。
 - (2) 株式会社コミュニティ ネットワークセンターよりSCを介して提供する MediaCat インターネットサービス、KDDI株式会社よりSCを介して提供するケーブルプラス電話サービスいずれかの月額基本料が、日割り

にて請求される場合。

第 11 条（継続利用期間）

SCは、本サービスの品目ごとに継続利用期間を定めることがあります。

第 12 条（料金の計算）

各種利用料の計算は1ヶ月単位とします。

2. 料金計算の開始は提供サービスを始めた月とし、終了は契約の解約又は解除の月とします。
3. 加入契約料、工事費及び手数料等の発生があった場合は本条第1項の金額に合算するものとします。
4. SCは、原則として加入者に対し請求書及び領収書の発行はしないものとします。

第 13 条（支払い方法）

加入者は、第 8 条、第 12 条及び第 16 条に定める費用を、SCが指定する期日までにSCが指定する方法により支払うものとします。

第 14 条（延滞金）

加入者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利 14.6%の割合による延滞金をSCに支払うものとします。

第 15 条（解除料）

加入者は、SCが別に定める料金表に規定する解除料の適用に該当する場合、SCが別に定める料金表に規定する解除料を支払うものとします。

第 16 条（施設の設置、所有及び工法）

SCは、サービスを提供するための施設（SCよりテレビ受像機等に至るまでの施設をいいます。以下「本施設」という）のうち保安器または ONU までの設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は引込工事負担金を支払うものとします。又、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合、加入者はその実費を負担するものとします。

2. 加入者は、宅内工事費を負担し、本施設のうち保安器または ONU の出力端子からテレビ受像機等に至るまでの施設を所有するものとします。
3. 共同受信方式によりサービスの提供を受ける加入者については、建物所有者等とのCATV導入基本契約の内容に基づくものとします。
4. 共同住宅等の本施設の設置並びに工事に際し、業者、工法及び使用機器等についてはSCの指定によるものとします。
5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により本施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第 17 条（施設の維持）

SCの維持管理責任範囲は、本施設の保安器または ONU の、出力端子までとします。

2. 加入者は、SCに無断で本施設の改修、補修、増設及び他の機器等を接続する工事はできません。

第 18 条（故障）

加入者の故意又は過失により本施設に故障を生じさせた場合及び故障の原因が保安器若しくは ONU の、出力端子以降の施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

第 19 条（設置場所の変更）

加入者は、SCの業務区域において、接続工事が可能な場合に限り、テレビ受像機等の設置場所を変更することができます。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合、事前にその旨を所定の用紙によりSCに申し出るものとします。
3. 加入者は、変更に必要な費用をSCに支払うものとします。

第 20 条（設置場所の無償利用及び便宜の提供）

加入者は、SCのサービスの提供を受けるにあたり、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物をSCが必要に応じて無償で使用することを承諾するものとします。

2. 加入者は、SC又はSCが指定する業者が本施設の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行なうため、ならびにサービスを提供する上で必要に応じ加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
3. 加入者は、設置場所の無償利用及び便宜の提供に関して地主、家主その他利害関係者がある時は、予め必要な承諾を得ておくものとします。

第 21 条（放送内容の変更）

SCは次の場合、放送内容を予告なしに変更することがあります。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生した際又は発生する恐れがある場合。
- (2) SC及びその他の事情により、緊急に変更せざるを得ない場合。

第 22 条（番組編成の変更）

SCは次の場合、番組編成を変更することがあります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組供給事業者の事由によるもの。

第 23 条（サービスの一時中断）

SCは次の場合、サービスを一時中断することがあります。

- (1) 電力会社等が行う工事に伴う停電及び本施設の保守点検、修理及び検査等を行なう場合。この場合SCは事前に加入者にその旨、ホームページ等を利用して通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 天災、事変等の非常事態又は不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第 24 条（免責事項）

- SCは、第 21 条、第 22 条及び第 23 条に係わる利用料金の支払拒絶、又は損害賠償の請求には応じません。
2. 加入者は第 1 条に定めるサービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、SCは、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、SCに何ら負担が生じることのないようにするものとします。
 3. 加入者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によってSC及び提携事業者に損害を与えた場合、SCおよび提携事業者は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
 4. SC は、放送事業者の事由による放送内容の変更及び放送終了について、いかなる責任も負わないものとします。

第 25 条（名義変更）

- SCは、加入者の契約における権利の譲渡及び担保設定は一切認めないものとします。
2. 法人の合併の場合又は相続等により同一世帯において加入者の異動がある場合、新加入者はSCの承認を得て別に定める手数料を支払うことにより名義を変更するものとします。
 3. 名義変更の際、工事又は調整が必要な場合は新加入者がその実費を負担するものとします。

第 26 条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、サービス内容の変更及び加入申込書記載事項に変更がある場合、速やかにSCに届け出るものとします。

第 27 条（著作権及び著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、SCの提供するサービスの、不特定又は多数人に対する対価を受けての上映、その他の方法による複製及びかかる複製物の上映、その他SCが提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第 28 条（不正使用の禁止）

- SCは、加入者がSC指定のテレビ受像機等以外の機器に接続することを禁止します。
2. 加入者は前項に違反した場合、SCのサービス提供を受け始めた時にさかのぼり、当該利用料金をSCに支払うものとします。

第 29 条（個人情報の取扱い）

SCは、加入者個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号。以下「指針」という）に基づくほか、SCが指針第 28 条に基づいて定めるSCの個人情報保護方針及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. SCの個人情報保護方針及び個人情報の取扱いに関して、SCのホームページ(<http://www.starcat.co.jp>)において公表します。

3. SCは、保有する加入者個人情報を、以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

- (1)サービスの加入契約
- (2)サービスのための工事
- (3)サービスの保守・サポート対応
- (4)番組案内誌の配達
- (5)サービス・サポート・キャンペーン・コンテンツ情報等の連絡
- (6)サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (7)サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- (8)サービスに付帯した申込、登録等の代行と委託元への申込、登録情報の提供

4. SCは、以下の場合を除き、前項の利用目的を超えて加入者個人情報を取扱うことや第三者に提供することはありません。

- (1)加入者が同意した場合。
- (2)個人情報の保護に関する法律第23条(第三者提供の制限)第1項第1号から第4号に該当する場合。
- (3)工事業務、請求書、連絡文書等の配達業務、ヘルプデスク業務、請求書発行業務、料金収納業務、料金督促業務等の目的のために、加入者個人情報を外部業者へ委託する場合。
- (4)サービスに付帯して必要な申込み、登録等を委託元から受託して個人情報を代行収集し、取扱う業務を行うために、安全管理、秘密の保持等を内容とする契約を締結した上、以下の内容で加入者個人情報を取扱う場合(これらの情報に変更が生じた場合に、SCから連絡して情報の修正を行う場合も含みます)。
- (5)サービスに付帯して以下の内容で加入者個人情報を共同利用する場合

共同利用する 加入者個人情報項目	共同利用目的	管理責任 共同利用範囲
SCが付与する加入者番号、 テレビサービスの種類	サービスに加え、(株)コミュニティ ネットワークセンターと共同でサービスするMediaCatインターネットサービスを申込み加入者のセット割引料金適用のため	SC (株)コミュニティ ネットワークセンター

5. SCは、前項(3)により加入者個人情報を委託する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結し、必要かつ適切な監督を行います。また、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

6. 加入者は、個人情報の一部を記入、登録をしたくない場合は、SCはその意思を尊重した取扱いをします。ただしその結果としてSCのサービスの一部又は全部を提供できない場合があります。

7. SCは、加入者本人から加入者個人情報の開示・訂正・利用目的等の通知の求め、提供の停止の求め、苦情相談、個人情報保護の運用については以下において受け付けております。個人情報の保護に関する法律第18条第4項第1号から第4号に該当する場合は、求めに応じられないこともあります。

個人情報の照会・訂正・削除・提供の停止 営業部 TEL 052-231-2310

個人情報の苦情相談窓口 管理部 TEL 052-231-2398

個人情報保護管理者 取締役 野島 伸司

8. SCは認定個人情報保護団体である財団法人放送セキュリティセンターの対象事業者です。SCの個人情報の取扱いに関する苦情については以下へ解決の申し出をすることもできます。

個人情報保護センター(財団法人放送セキュリティセンター内) TEL03-5213-4714

9. SCは、SCが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知し、その事実関係及び再発防止対策につき公表します。ただし指針第29条第4項に該当する場合はこの限りではありません。

第30条 (国内法への準拠)

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

第31条 (約款の改定)

SCは、本約款を改定することがあります。なお、約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい約款によるものとします。

2. SCは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができます。

第32条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が発生した場合には、双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第33条 (提供するサービスの廃止)

SCは、業務上の都合により本約款第1条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

2. SCは、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヶ月前までにSCホームページ上での掲載等、SCの定める方法によりその旨を告知するものとします。

3. SCは、都合により別途料金表に定めるサービス品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は別のサービス品目へ変更を請求することができるものとします。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。

4. SCは、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヶ月前までにSCホームページ上での掲載等、SCが定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第34条 (端数処理)

SCは、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

付則(平成25年4月1日)

(実施期日)

1 この約款は、平成25年4月1日より施行します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款施行の際現に、SCとの間で締結している本サービスに係る契約は、この約款施行の日においてSCが提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

(約款施行前の規定による手続き等の効力)

3 この約款施行実施前に、約款施行実施前の規定によりなされたサービスに関する手続きその他の行為は、この付則に規定する場合のほか、この約款規定中にこれに相当する規定があるときは、この約款施行によってなされたSCの本サービスに関する手続きその他の行為とします。

付則(平成28年7月10日)

(実施期日)

1 この約款は、平成28年7月10日より施行します。

付則(平成29年7月1日)

(実施期日)

1 この約款は、平成29年7月1日より施行します。

(クレジットカード支払いに関する特約)

(1) 加入者は、加入者が支払うべきSCの工事費、利用料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

(2) 加入者は、加入者からSCに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。またSCが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カードの指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でSCが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

(3) 加入者は、SCに届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なくSCにその旨を連絡するものとします。

(4) SCは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、SC又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。